平成２７年第３回大仙市教育委員会定例会会議録

平成２７年第３回大仙市教育委員会定例会を平成２７年３月２４日（火）午後３時から大曲図書館において開催した。

出席委員

物　部　長　仁
鈴　木　直　樹
富　樫　佳　典
伊　藤　　良
竹　原　まゆみ
三　浦　憲　一

説明員

教育指導部長	小笠原　　晃
生涯学習部長	滝　沢　清　寿
教育総務課長	佐　藤　彰　洋
教育指導課長	千　田　寿　彦
教育研究所長	須　田　百合子
生涯学習課長	山　谷　喜　元
文化財保護課長	細　川　良　隆
スポーツ振興課長	伊　藤　優　俊
学校給食総合センター所長	杉　山　光　行
総合図書館長	高　見　正　信
総合市民会館長	大　河　洋　子
花館公民館長	千　葉　信　夫
神岡中央公民館長	石　山　雄　康
西仙北中央公民館長	嵯　峨　耕　咲
中仙公民館主幹	山　田　増　美
協和公民館主幹	佐々木　春　美
南外公民館長	佐　藤　政　利
仙北公民館長	小　松　　徹
太田公民館長	安　達　成　年

書記

教育総務課参事	藤　井　吉　美
教育総務課主幹	田　口　広　龍

付議案件

(1)　議案第13号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

(2)　議案第14号　大仙市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

(3)　議案第15号　大仙市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について

(4)　議案第16号　大仙市学校用務員等勤務規程の一部を改正する訓令の制定について

(5)　議案第17号　大仙市旧池田氏庭園管理運営規則の制定について

(6)　議案第18号　教育アドバイザーの任命について

(7)　議案第19号　教育アドバイザーの任命について

(8)　議案第20号　社会教育指導員の委嘱について

(9)　議案第21号　大仙市市民会館等運営連絡協議会委員の委嘱について

(10)　議案第22号　大仙市市民会館等運営連絡協議会専門委員会委員の委嘱について

(11)　議案第23号　大仙市文化財保護審議会委員の任命について

物部委員長
（開会の挨拶）
（書記の指名）
（前回会議録を承認することについて、会議に諮り、承認された。）
早速、教育長報告に入らせていただきます。三浦教育長、お願いいたします。

三浦教育長
（資料により教育長報告を行った。）

物部委員長
ありがとうございました。続いて、各課・所・館から事務事業・行事報告をしていただきます。初めに、教育総務課長、お願いします。

各課・所・館長
（資料により教育委員会各課・所・館から事務事業・行事報告を行った。）

物部委員長
ありがとうございました。以上、教育長報告をしていただきました。
ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いいたします。

伊藤委員
一つだけ、卒業式というのは、式次第の手順というのは各学校に通達があって行っているものなのか、学校の教職員が決めているものなのか、あるいは保護者と相談しながら式次第を決めているものなのかお聞かせください。今回、２校に出席させていただいたんですが、少し違和感のあった卒業式だったので、どうなのか思ったところです。

物部委員長
大仙市の各小中学校の卒業式の式次第の指導等についてということのようです。教育指導部長、お願いします。

教育指導部長
各校の式次第については、基本的には各校に決めていただいております。ただし、市教委といたしましては、教育委員会定例会等で御意見をいただいておりますので、それを参考にしながら決めております。例えば、市民歌を歌ってほしい、国旗や市旗に向かう態勢、会場づくり、修礼等の在り方についても、委員のこういう意見もありますので、更に検討をお願いいたしますというお願いする形で校長会などでお話して進めてきております。

物部委員長
伊藤委員、違和感があったということですが、どういったところだったでしょうか。

伊藤委員
　自分が小学校、中学校を卒業するイメージしながら、出席しました。中学校の卒業式に出たときに昔と違うなと思ったんですね。式典の来賓紹介のときに卒業生に向かっておめでとうと言おうと思ってたんですが、卒業生が入場していない、式が始まる前に来賓紹介がありましたので、御祝いを言いそびれました。自分が小学校、中学校のときは、来賓祝辞があったりですとか、自分が小学校のときの校長先生が来てくれているとか思ったものです。あのタイミングですと、保護者に向かって御祝いを申し上げるのか、まさか在校生でもないだろうと、ちょっと戸惑った次第です。今は違うんでしょうか。

物部委員長
　なるほど。ちなみに、私が出席した卒業式では来賓紹介はなかったです。ほかの委員の皆様も卒業式に出席されておりますが、御感想などをお聞かせ願います。

竹原委員
　私は、中学校２校と小学校１校の卒業式に出席させていただきました。前からちょっと心配していたのは、卒業式っていうんじゃなくて、いつも学力がすごく高いっていわれているけれど、でも、子どもたちは何か壁とかにぶつかったときにそれを乗り越える力とかそういうのは大丈夫かとかずっと思ってたんですが、卒業式がどこも素晴らしかったので、たぶん何かあっても、いろんな人の力を借りて乗り越える人たちなのかなと思って感動して帰ってきました。

富樫委員
　私は、小学校１校、中学校１校の卒業式に参加させていただきましたけれども、校長先生が卒業証書を渡す段階から一人一人に話しかけてぼろぼろの状態で、それを見て私たちも感動しましたし、また、呼びかけで在校生が泣いているという光景を見て本当にいい卒業式で、心洗われる思いでした。
　また、大曲中学校は私たちの時代は代表が一人で卒業証書を受け取っていましたが、今年は２６０名の卒業生一人一人に手渡していました。正味２時間びっちり掛かりますけれども、全員きちっと声を上げて最後に長い校歌を歌うということで感激した卒業式でした。

三浦教育長
　昔は、来賓の祝辞ということがたくさんあったんですよ。今の基本線は、子ども主体と、やっぱり子どもたちが卒業するんだからということで、シンプルに祝辞もＰＴＡ会長のみというところが多いはずです。どこまでも、子どもたちをメインに据えるということで変わってきております。卒業式で歌う曲も変わってきていますね。昔は、蛍の光とか歌っていたんですが、今は別の曲になっています。

鈴木委員
　私も１校ずつ出席させていただきました。どちらも素晴らしい卒業式で、私が行った小

学校は来賓祝辞もなく、在校生と卒業生とが歌と言葉ですごいやりとりしてて、これが式の中心になっていまして、素晴らしいものを見せてもらったなと思いました。
　それから、自分が勉強不足で知らなかったのは、修礼というのは式全体に対してのお辞儀なのか、国旗に対するものなのか分からなかったんですけれども、とりあえず、国旗に向かってしたんですが、もし、お分かりであれば教えていただきたいのですが。

小笠原部長
　修礼は、式の始まりと終わりにけじめを付けると意味合いで行っていますが、全国的には東北の一部だけと伺っております。ただ、これは学校でも地域でも大事にされているようですので、以前も教育委員会の定例会で御意見をいただきまして、市内ではやっていただいております。教育長が先ほどおっしゃられたとおり卒業式は、子どもたちをメインに据えると、そのためにはどのような式次第がいいのかということを各学校で考えて行っています。

物部委員長
　修礼というのは各校で対応が分かれていたんですが、行政側からの指導もあったりしたものです。やっぱり、修礼をすると式が引き締まるという感じがして私は大変いいんじゃないかと思っています。
　私は、二つの小学校の卒業式に参加させていただきました。本当に感動して心洗われてきました。

三浦教育長
　県内には小学１、２年生を式に参加させないところもあるようです。１時間ほどの式に耐えられるか、騒いだりしないかということで心配だということのようです。本市の場合は、全員参加させています。そういう面では、普段の指導も大切ですし、人数の多いところは心配なんですね。けれども、本市では比較的大きな規模の学校の卒業式も素晴らしかったです。こうして考えてみますと、普段の指導というものが大事だなと改めて感じます。

物部委員長
　先生方の指導力の高さといったものを、式典に行くと感じます。子どもたちが先生の言うことにすぐ対応できるところが素晴らしいと思います。
　そういったところでよろしいでしょうか。
　それでは、教育長報告は以上で終わらせていただきます。
　次に、付議案件に入ります。はじめに、議案第１３号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
　それでは、会議資料１３ページから１６ページになります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する規則の所要の改廃を行うものです。

なお、今回の規則は、改正法の施行を共通テーマとして教育委員会関連の６本の規則を条建てで１本の規則で改廃する方式をとっております。

第１条は、大仙市教育委員会会議規則の一部改正になります。

新旧対照表で御説明いたします。資料ナンバー１を御覧ください。

改正内容についてですが、新「教育長」が現行の委員長の役割も担うこととなるため、会議規則中の「委員長」の文言を「教育長」に改めるとともに、委員長の選挙について規定した第５条、委員長職務代理者の指定等について規定した第６条を削除するものです。また、これに伴い、条の整理、その他文言整理を行うものです。

次に、第２条は大仙市教育委員会傍聴人規則の一部改正になります。資料ナンバー２を御覧ください。

改正内容についてですが、先ほど同様、規則中の「委員長」の文言を「教育長」に改めるとともに、その他文言整理を行うものです。

続きまして、第３条は大仙市教育委員会公告式規則の一部改正になります。資料ナンバー３を御覧ください。

改正内容についてですが、これも先ほど同様、規則中の「委員長」の文言を「教育長」に改めるとともに、その他文言整理を行うものです。

第４条は、大仙市教育長の職務代行者を定める規則を廃止するものです。これは新旧対照表はございません。

これまで、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、事務局職員が職務を代行することとして法に規定され、本規則を制定しておりましたが、改正法の施行後は、事務局職員ではなく、あらかじめ新「教育長」が指名する委員が教育長の職務を代行することとなるため、廃止するものです。

第５条は、大仙市教育委員会公印規則の一部改正になります。資料ナンバー４を御覧ください。

改正内容についてですが、これも先ほど同様、規則中の「委員長」の文言を「教育長」に改めるとともに、委員長印が必要でなくなるため、別表からこれに関する規定を削除するものであります。

第６条は、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正になります。資料ナンバー５を御覧ください。

改正内容についてですが、改正法の施行により法律の一部の条が繰り上がったことから、本規則で引用している条との間の条ずれを修正するとともに、文言整理を行うものであります。また、新「教育長」に対する委員のチェック機能を強化するため、本規則の第１条

の教育委員会から委任された事務及び第３条第１項に規定する臨時に代理した事務の管理及び執行状況について、教育委員会への報告義務を課せられています。その方法については、教育委員会規則に定めるよう改正法に規定されていることから、新たに第５条として「これらの事務については、教育長は、委員の求めに応じ、報告する」旨、追加規定するものであります。

施行日は、いずれも平成２７年４月１日としておりますが、経過措置として、本市の場合は、改正法の規定により、同日以後、三浦教育長が現在の任期中に在職する間は、改正前又は廃止前の各規則が適用されることとしております。

以上、説明を終わります。

物部委員長

ただいまの規則６本の改廃につきまして、委員の皆様方、御質問等ございましたら、お願いいたします。

各委員　（なし）

物部委員長

よろしいですね。それでは、議案第１３号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定については、原案のとおり制定することといたします。次に、議案第１４号大仙市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長

それでは続きまして、会議資料１７ページを御覧願います。議案第１４号大仙市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

新旧対照表の資料ナンバー４の５ページを御覧ください。

本案は、このたびの学校給食センターの統廃合に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容についてですが、神岡、西仙北、協和の三つの学校給食センターを廃止し、西部学校給食センターを新設するため、所長印が差し引き２個の減となることから、別表に定めている学校給食センター所長の公印の個数の欄の数字を「６」から「４」に改めるものであります。

施行日は、平成２７年４月１日からとしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様方、御質問等ございましたら、お願いいたします。

各委員　（なし）

物部委員長
よろしいですね。それでは、議案第１４号大仙市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり制定することといたします。次に、議案第１５号大仙市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について、教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長
会議資料１９ページを御覧ください。議案第１５号大仙市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について、御説明申し上げます。
教育委員会に新「教育長」が設置されますが、新「教育長」は特別職ではあるものの、改正法施行後の法律第１１条第５項において職務専念義務が課せられ、その免除は法律又は条例に特別の定めがある場合とされていることから、現行の教育長同様に職務専念義務を免除するため、先般、市議会において、大仙市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例案を可決していただき、３月２０日に公布されたところです。
この条例第２条に職務専念義務を免除する場合を規定しておりますが、この中の第３号に「その他教育委員会が必要と認めるとき」と規定しております。
本案は、この規定に基づき、新「教育長」の職務専念義務を免除する場合を教育委員会規則で規定するものです。基本的には、現教育長を含む一般職に適用される「大仙市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」に準じて次の４ケースを規定しております。
第１号として「市の他の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行うとき」です。
第２号として「職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行うとき」です。
第３号として「市の行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行うとき」です。
第４号として「前３号に掲げるもののほか、教育委員会の承認を得たとき」です。
施行日は、条例が施行された日から、すなわち新「教育長」が任命された日からとしております。
以上で、説明を終わります。

物部委員長
ただいまの説明につきまして、委員の皆様方、御質問等ございますでしょうか。

各委員　（なし）

物部委員長
　よろしいですね。それでは、議案第１５号大仙市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定については、原案のとおり制定することといたします。次に、議案第１６号大仙市学校用務員等勤務規程の一部を改正する訓令の制定について、教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長
　それでは、会議資料２１ページ、２２ページになりますが、新旧対照表で御説明させていただきます。資料ナンバー６を御覧ください。
　議案第１６号大仙市学校用務員等勤務規程の一部を改正する訓令の制定について、御説明申し上げます。
　この訓令は、小中学校に配置している用務員・校務員の職務内容、服務等を定めたものでありますが、訓令中の文言や訓令の形式において、一部不適切な部分があることから、これらを整理するため、所要の改正を行うものであります。
　第１条においては、学校教育法施行規則第４９条が第６５条に改められたことから、この条文で引用している「第４９条」を「第６５条」に改めるとともに、「学校用務員」の表現が単に「用務員」や「学校用務員等」であったりバラバラだったため、題名を含め「学校用務員」に統一するものです。また、「学校用務員」の定義が第２項に規定されておりましたが、これを削除し、新たに第２条として規定するものです。また、第３条第１項第２号に規定する用務内容については、「給仕」、「電話取次」の表現を「電話・来客応対」に改めることとし、同条第２項においては、「用務に係る男女の分担」という記述が現代にそぐわないことから、これを改めることとしております。全体にわたって「学校長」を「校長」に、「委員会」を「教育委員会」に改めるとともに、必要な条の繰下げを行っております。
　なお、これは事務的に規定の整理を行うもので、学校用務員の用務内容や服務内容の変更など実質的な変更を伴うものではありません。
　施行日は、平成２７年４月１日からとしております。
　以上で、説明を終わります。

物部委員長
　ただいまの説明につきまして、委員の皆様方、御質問等ございますでしょうか。

各委員　（なし）

物部委員長
　よろしいですね。それでは、議案第１６号大仙市学校用務員等勤務規程の一部を改正する訓令の制定については、原案のとおり制定することといたします。次に、議案第１７号大仙市旧池田氏庭園管理運営規則の制定について、文化財保護課長、お願いいたします。

文化財保護課長

議案第１７号大仙市旧池田氏庭園管理運営規則の制定についてを御説明申し上げます。
資料の２３ページとなります。
本議案の提案理由でありますが、旧池田氏庭園につきましては、本年第１回大仙市議会定例会で、公の施設として条例が可決成立したことに伴いまして、円滑かつ効率的な庭園の管理運営を行うための規則を定める必要があることから、資料の２４ページ以降にお示しする規則を御審議いただくものであります。
２４ページをお開きください。内容につきましては、第１条が規則の趣旨、第２条と第３条が開園期間及び開園時間に関する規定、第４条、第５条が利用の許可関係、第６条、７条が入園料の減免と還付について、第８条が施設及び設備等の破損・滅失の届出に関する定め、第９条以下は、条例で指定管理を可能と定めていることを受けての指定管理に関係する事項となっております。
なお、この規則に定めるもののほか、更に必要な事項は教育委員会が別に定めることができるという規定を第１２条に設けております。
施行期日は、平成２７年４月１日としております。
以上が、大仙市旧池田氏庭園管理運営規則の制定についての説明になります。

物部委員長
ただいまの説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

各委員　（なし）

物部委員長
よろしいですね。それでは、議案第１７号大仙市旧池田氏庭園管理運営規則の制定については、原案のとおり制定することといたします。次に、議案第１８号と議案第１９号は一括で御審議をお願いいたします。議案第１８号教育アドバイザーの任命について、議案第１９号教育アドバイザーの任命について、教育指導課長、お願いいたします。

教育指導課長
会議資料３３ページを御覧ください。議案第１８号教育アドバイザーの任命について、御説明申し上げます。資料ナンバー７の経歴書も合わせて御覧ください。
本案は、教育アドバイザー　泉　寅雄　氏の任期が平成２７年３月３１日をもって満了いたしますが、これまでの実績を踏まえ、泉氏を再任しようとするものであります。
泉先生には平成２５年度から本職に就いていただいてから、各学校を定期的に訪問していただき、主にキャリア教育、小中連携、不登校、いじめ等生徒指導上の諸問題を中心に学校経営の助言に当たっていただいており、各学校から大きな信頼が寄せられています。
続きまして、資料３４ページをお願いいたします。議案第１９号教育アドバイザーの任命について、御説明申し上げます。合わせて資料ナンバー８の経歴書も合わせて御覧ください。
本案は、教育アドバイザー　藤井　誠子　氏の任期が平成２７年３月３１日をもって満

了いたしますが、同様にこれまでの実績を踏まえ、藤井氏を再任しようとするものであります。
　藤井先生には平成２６年度から本職に就いていただいております。各学校に配置している学校生活支援員の支援の在り方、特別支援教育の各学校の校内体制等につきまして、助言に当たっていただいております。各学校の特別支援教育の取組が充実してきていることを実感しているところでございます。
　お二人とも、任期は平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの１年間です。
　以上で、説明を終わります。

物部委員長
　ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

各委員　（なし）

物部委員長
　ないようですね。それでは、議案第１８号教育アドバイザーの任命について、議案第１９号教育アドバイザーの任命については、説明のありましたお二人を任命することといたします。次に、議案第２０号社会教育指導員の委嘱について、生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長
　議案第２０号社会教育指導員の委嘱についてでございます。
　本案は、社会教育指導員　枝川宏子氏の任期が平成２７年３月３１日をもって満了することから、これまでの実績を踏まえ、再任しようとするものであります。
　枝川先生からは社会教育全般にわたって御指導いただいておりますし、生涯学習情報誌「こすもす」の編集にも当たっていただいております。これまでの実績を踏まえて３年目になりますけれども、再任をお願いするものであります。任期は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までとなります。以上で、説明を終わります。

物部委員長
　ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

各委員　（なし）

物部委員長
　よろしいですか。それでは、議案第２０号社会教育指導員の委嘱については、説明どおり委嘱することといたします。次に、議案第２１号と議案第２２号は、一括で御審議をお願いいたします。議案第２１号大仙市市民会館等運営連絡協議会委員の委嘱について、議案第２２号大仙市市民会館等運営連絡協議会専門委員会委員の委嘱について、総合市民会館館長、お願いいたします。

総合市民会館長
　資料３６ページ、３７ページになります。議案第２１号大仙市市民会館等運営連絡協議会委員の委嘱について、御説明申し上げます。
　本案につきましては、大仙市市民会館等運営連絡協議会委員の任期が平成２７年３月３１日をもって満了することから、大仙市市民会館等運営連絡協議会規則第４条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。
　現在の委員１９名のうち１８名は再任、西仙北地域の武藤ユミ子氏に代わり同地域の菅原広美氏を新任として委嘱しようとするものです。なお、任期は平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの２年間となります。
　続きまして、議案第２２号大仙市市民会館等運営連絡協議会専門委員会委員の委嘱について、御説明申し上げます。
　本案につきましては、大仙市市民会館等運営連絡協議会専門委員会委員の任期が平成２７年３月３１日をもって満了することから、大仙市市民会館等運営連絡協議会規則第６条第２項の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。
　３９ページをお願いいたします。現在の委員６名全てを再任しようとするものであります。また、任期は平成２７年４月１日から平成２９年３月３１日までの２年間となります。
　以上で、説明を終わります。

物部委員長
　ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

伊藤委員
　私が所属している医師会を例にとりますと、高齢の先生方には申し訳ないんですが、年齢制限を設けております。例をあげますと７５歳で勇退していただくと方向で、若い人を委員にしましょうということで運営しております。分野によっては、６５歳ということもあります。若い４０代、５０代に仕事をやってもらいましょうということです。
　今回の委員に委嘱に際しては、年齢制限を設けているものでしょうか。

物部委員長
　委員の年齢制限、世代交代等についての御質問だと思います。総合市民会館長、お願いします。

総合市民会館長
　はい、年齢制限は設けてございません。委員の方々は、市民の中から舞台芸術に関して素晴らしい識見を持っている方々にお願いすることになっておりますので、年齢制限というものについては、現在、設けておりません。

物部委員長
　ちなみに、最高齢の方は何歳でいらっしゃいますか。

総合市民会館長
　８４歳の方でいらっしゃいます。

伊藤委員
　私どもの会で、なぜ年齢制限を設けているかというと、一見、大丈夫そうでも認知症の症状はある程度の年齢になると出るだろうと、申し訳ないんですけれども、８０歳ぐらいになると、まず、みてとれるときがあるということからです。私どもの会は、会員みんながそれでいいと考えているわけですけれども、それと体力的にも無理なんです。救急当番とか、警察医とか年齢的に厳しくなります。

物部委員長
　私なんかも先生のおっしゃる年齢に近づいているのかなと思っております。今すぐ、結論は出ないと思いますが、世代交代の面も視野に入れて委員の方々の選任も必要かとは思いますね。そこら辺、それぞれの部署で担当される皆さんも、一応お考えになっていただきたいと思います。どうでしょう、伊藤委員。

伊藤委員
　若い人が入ってくると組織が変わって行くんですね。新しい発想で考えたりするもんですから、旧態依然としたものがなくなってきていいのかなと思っています。私もいろいろ委員をやらせていただいていますけれども、自分もそのうち抜けることになるんでしょうけれども。

鈴木委員
　すみません、勉強不足で一つ教えてください。「市民会館等」というのは、市民会館、公民館等を総称しているものでしょうか。それと、委員と専門委員会委員の職務の違いを教えてください。

物部委員長
　館長、お願いします。

総合市民会館長
　「市民会館等」というのは、市内の四つの市民会館をいいますが、大曲市民会館、中仙市民会館、協和市民センター、仙北ふれあい文化センターの四つをいいます。また、委員の職務内容についてですが、市民会館等運営連絡協議会委員は芸術文化のそれぞれの分野で識見を有する方々を選任させていただいております。専門委員会の委員は、その分野の中でも特に専門的な知識を有し、中央に太いつながりのある方々に委嘱しているところでございます。また、自主事業について、専門委員会の委員の方々から原案を作成してもらっています。

鈴木委員
　もう一つよろしいでしょうか。専門委員会の委員は、連絡協議会委員の中から選ばれるのかなと思ってたんですが、これらはきちんと連絡がとれているものでしょうか。

総合市民会館長
　はい、きちんと連絡がとれています。といいますのは、専門委員会を開く際には、連絡協議会から会長等が出席しております。

鈴木委員
　分かりました。

物部委員長
　よろしいですか。それでは、ただいま伊藤委員から専門的な立場からお話がありました。各種委員の候補者の選任につきましては、年齢等も含め、幅広く世代交代等も念頭に置いていただきながら、選任に当たっていただければと思います。
　それでは、議案第２１号大仙市市民会館等運営連絡協議会委員の委嘱について及び議案第２２号大仙市市民会館等運営連絡協議会専門委員会委員の委嘱については、原案のとおり委嘱することといたします。次に、議案第２３号大仙市文化財保護審議会委員の任命について、文化財保護課長、お願いいたします。

文化財保護課長
　資料の４０ページを御覧願います。議案第２３号大仙市文化財保護審議会委員の任命について、御説明申し上げます。
　本案は、大仙市文化財保護審議会の委員の任期が平成２７年３月３１日をもって満了することから、本年４月１日付けで別紙の４１ページにお示しした方々を大仙市文化財保護審議会委員に任命しようとするものであります。
　大仙市の文化財保護審議会は、大仙市文化財保護条例によりまして２０人以内で組織し、任期は２年となっているものであります。
　今回の任命は、これまでと同じ人数で１０人の方々にお願いするものでありますが、委員の佐藤好攻氏が任期中の昨年６月にお亡くになられたこともあり、新任に同じく西仙北地域の新谷正隆氏を任命し、そのほかの方々を再任しようするものであります。
　説明は、以上であります。

物部委員長
　ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

各委員　（なし）

物部委員長

よろしいですか。それでは、議案第２３号大仙市文化財保護審議会委員の任命については、原案どおり任命することといたします。
以上で、付議案件の審議は終了いたします。次に、その他に入らせていただきます。その他ございましたら、お願いいたします。

教育総務課長
４月の定例会の日程についてです。４月２４日金曜日午後２時から大曲図書館で行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

物部委員長
委員の皆様、御都合よろしいでしょうか。
第４回の定例会は、４月２４日金曜日午後２時から大曲図書館で行います。
ほかに、皆様ございませんでしょうか。

（なし）

物部委員長
本日の定例会は第３回ではございますが、年度でいえば平成２６年度のちょうど節目となります定例会でございます。平成２６年度も大変つつがなく１年を過ごさせていただきました。御協力感謝申し上げます。教育委員会の各分野で大きな成果をあげていただきましてありがとうございました。また、滝沢部長さん、草薙館長さん、小松館長さんは３月をもって御退職ということですが、後ほどゆっくりと御挨拶を賜りたいと思います。誠にありがとうございました。今回の異動で御昇任される皆様、御栄転なさる皆様方、ますますの御活躍をお祈り申し上げたいと思います。
本日の定例会は、以上をもって閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉会時間　午後４時３５分